

令和6年度 鳥取県再犯防止推進会議 次第

令和7年2月21日（金）

午後1時30分～3時30分（予定）

県庁議会棟3階12会議室、オンライン

第1 主催者あいさつ

第2 議題

- 1 第2期鳥取県再犯防止推進計画の進捗報告（県）
- 2 保護司よりそい支援事業及びその周知について（県）
- 3 再犯防止推進会議運営規則の改正について（県）
- 4 各機関・団体等からの報告
 - （1）鳥取保護観察所
 - （2）鳥取刑務所
 - （3）鳥取県更生保護給産会
- 5 意見交換

<資料一覧>

- 鳥取県再犯防止推進会議 出席者名簿
- 鳥取県再犯防止推進会議 配席図
- 第2期鳥取県再犯防止推進計画の進捗状況 資料1－1、2
- 第2期鳥取県再犯防止推進計画の参考指標 資料2
- 「保護司よりそい支援事業」について 資料3
- 再犯防止推進会議運営規則の改正について（県） 資料4
- 各機関・団体等からの活動報告 資料5－1～3
- 第2期鳥取県再犯防止推進計画の概要 資料6

<参考資料>

- 「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」入会募集ちらし
- 「鳥取県あんしん賃貸支援事業」ちらし
- 「居住支援法人」ちらし
- 「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」リーフレット



アシカ親方 イルカ兄さん オコジョさん ホゴちゃん サラちゃん イルカ姉さん クジラ先生

第2期鳥取県再犯防止推進計画(R5.4.1～R10.3.31)の進捗状況(県)

資料1－1

重点課題		計画	R6年度実施内容(見込み含む)	R7年度計画	担当課
第1 就労・住居の確保等	1 就労の確保	○鳥取県立ハローワークにおける就職支援として、以下のとおり検討・実施します。 ・企業訪問(一般企業や農業法人等)により、制度(就労奨励金制度等)の理解促進及び求人開拓をします。 ・セミナー開催により、出所者の就労支援に対する理解促進を図ります。 ・鳥取刑務所において、鳥取県立ハローワーク職員による職業講話を通じた職業観の醸成を図ります。 ・県や国の関係機関で構成する就労支援チームによる就労支援を行っていきます。 ・鳥取県就労支援事業者機構、鳥取保護観察所、鳥取刑務所、鳥取労働局、県立ハローワークとの連携継続により就職増の方策等を検討します。 ・起訴猶予者、執行猶予者及び矯正施設出所者等に、鳥取県立ハローワーク等の利用を促します。	・対象者の就業支援及び職場定着に向けた支援のほか、制度の普及啓発、協力事業主の開拓、受刑者に対する職業観の醸成等を行った。 ・協力雇用主への登録については一般企業への説明に加え、農業分野にも説明に伺い、協力を求めた。 ・令和6年8月には、「刑務所出所者等就労支援セミナー Paix2(ペペ)トーク&ライブ」をを開催した。	・引き続き、農福連携を実施している農業法人や福祉関係者等の連携を深め、更生保護への理解、啓発活動を行っていく。 ・関係機関と連携して、職業講話や出所前の受刑者を対象とした就労支援指導を実施するほか、企業向けに刑務所出所者等の就労支援セミナーを開催し、理解促進に努めていく。	県立ハローワーク
		○協力雇用主 ・協力雇用主の登録増加を図るため、普及啓発等の実施を検討します。	○協力雇用主 ・県政だより7月号で社会を明るくする運動強調月間の一環として協力雇用主制度を紹介した。	ホームページや県の広報媒体での周知を図っていく。	孤独・孤立対策課
	2 住居の確保	○あんしん賃貸支援事業 ○家賃債務保証事業 ・鳥取県居住支援協議会による鳥取県家賃債務保証事業について、従来の同協議会が直接実施するメニューに加え、令和4年度に新たに民間の家賃債務保証会社と連携したメニューを設けて制度拡充しました。今後は保証の手厚い民間連携型のメニューを基本とし、民間連携型が利用できない場合に直接実施型で対応することとしており、不動産事業者をはじめとする関係者により一層の周知・利用促進を図ります。 ・県再犯防止推進会議の構成団体に対して、団体内部での周知やちらしの配架等を依頼したり、県のホームページやSNS等の活用をしたりするなどして説明・周知強化を図ります。	○あんしん賃貸支援事業 鳥取県居住支援協議会において、出所者を含む住宅確保要配慮者の入居支援に協力する不動産店及び住宅の登録を行うとともに、2名の専任相談員を配置し、住宅相談に直接対応するとともに、不動産店への同行や福祉機関との連携などにより住宅確保を支援し、県はこの活動を支援した。 ○家賃債務保証事業 (住宅政策課) 鳥取県居住支援協議会独自の家賃債務保証制度の実施により、連帯保証人が確保できず民間賃貸住宅への入居が困難である方の入居を支援し、県は制度実施を支援した。 (孤独・孤立対策課) ・県再犯防止推進会議において周知を図ったほか、県のホームページで周知した。	○あんしん賃貸支援事業 鳥取県居住支援協議会において、引き続き協力不動産店等の拡大に取り組むほか、あんしん賃貸相談員による相談支援事業を実施することとされており、県も引き続き活動を後方支援する。 ○家賃債務保証事業 (住宅政策課) 引き続き、鳥取県居住支援協議会独自の家賃債務保証制度の実施を支援する。 (孤独・孤立対策課) ・引き続き、様々な機会を捉えて周知を図る。	住宅政策課
第2 福祉サービス・保健医療の利用の促進等	1 高齢者又は障がいのある者等への支援等	○公営住宅の入居 ・著しく所得の低い者を県営住宅の優先入居の対象としています。また、県営住宅の入居に際して、保証人の確保が障壁とならないよう連帯保証人制度の改正を行い、令和2年4月からは、家賃債務保証業者を利用する場合及び家賃債務保証業者に保証委託契約を申し込んだにも関わらず引き受けてもらえなかった場合は、連帯保証人の免除の対象としており、これらの制度の更なる周知を図ります。 ・県営住宅に入居する高齢者・障がい者世帯等支援を要する人への支援策について、専門機関と相談しながら検討します。 ○空き家利用等 ・鳥取県居住支援協議会において、住宅確保に配慮を要する方の住宅・福祉事業所として空き家を活用したい福祉事業者と、空き家バンクを開設し福祉事業者に協力できる市町村とのマッチング支援をすることとしており、県としても一体となって取り組みます。	○公営住宅の入居 県営住宅の優先入居制度及び連帯保証人の免除制度について、とりネット住宅政策課ホームページに掲載し、周知を図るとともに、申請相談窓口(住宅政策課、住宅供給公社、各建築住宅事務所、管理代行市町村)で適切に案内ができるよう、周知を図った。 ○空き家利用等 様々な機会を捉えて県も協力して周知を図る。	○公営住宅の入居 引き続き、県営住宅の優先入居制度及び連帯保証人の免除制度について、とりネット住宅政策課ホームページに掲載し、周知を図るとともに、申請相談窓口(住宅政策課、住宅供給公社、各建築住宅事務所、管理代行市町村)で適切に案内ができるよう、周知を図る。 ○空き家利用等 引き続き、様々な機会を捉えて県も協力して周知を図る。	住宅政策課
		・地域生活定着支援センターの存在やその活動内容について、同センターと連携して県内中部及び西部へより一層の周知を図ります。 ・研修の実施等を通じて、支援に関わる機関(市町村、福祉施設職員、更生保護団体会員)における地域生活定着支援センターの認知度向上や理解促進を図り、円滑な支援連携や施設への受入れが増えるよう努めます。 ・関係機関との連携会議の継続により、より円滑な支援につなげます。 ・「鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画」(令和3年4月策定)の取組と連携し、各種依存症による再犯を防止するための相談支援への協力等に努めます。 ・障がい福祉関係事業者、高齢者福祉関係者、社会福祉協議会、市町村等を対象として研修を実施し、出所者等への理解、施設受入れ促進を図ります。 ・冊子「よりよい暮らしのために」など、保健・医療・福祉サービス等の支援制度や手続き、支援機関等について、平易でわかりやすい言葉による周知を行います。	・講演や研修時に地域生活定着支援センターの周知を行った。 ・市町村と関係機関との会議において、地域生活定着支援センターの認知度や理解促進を図った。 ・主催側、参加側問わず関係機関との会議を複数回行っており、現状共有や意見交換を継続している。 ・「鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画」に基づき、鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議への出席など連携・協力を図った。 ・12月に発行された冊子「よりよい暮らしのために」において、当課関係機関の支援先について周知をした。	・今後も様々な機会を捉えて地域生活定着支援センターの周知を行う。 ・市町村を含めた支援者等向けの研修内容を検討する。 ・引き続き、主催側、参加側問わず関係機関との会議を実施・参加する。 ・「鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画」に基づき、鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議への出席など連携・協力を図っていく。 ・引き続き、発行予定の冊子「よりよい暮らしのために」において、当課関係機関の支援先について周知をする。	孤独・孤立対策課

重点課題		計画	R6年度実施内容(見込み含む)	R7年度計画	担当課
第3 学校等と連携した修学支援の実施等	2 薬物依存の問題を抱える者への支援等	・「鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画」に基づき、薬物依存症の自助グループや回復支援施設と保健所等関係機関との連携促進を図るとともに、県主催の啓発フォーラムその他の機会を活用し、県民への広報啓発を行い、理解の浸透を図ります。 ・現在、東部にのみ存在する本県の薬物依存症専門医療機関(渡辺病院が依存症支援拠点機関と兼ねている)について、中部・西部での選定へ向け、候補先である医療機関との調整を進め、地域における薬物依存症治療・相談等の医療支援体制の拡充を図ります。	・精神科病院(1か所)を依存症支援拠点機関として指定し、相談支援コーディネーターを配置して相談対応を行うとともに、研修会の開催及び普及啓発を実施した。 ・鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議や各保健所圏域における研究会等を開催し、関係機関の連携強化を図った。 ・依存症フォーラム、各種イベント及び啓発週間など様々な機会を捉えて正しい知識の普及啓発を図るとともに、依存症問題に触れる機会を提供した。 ・支援拠点機関その他の相談窓口について、様々な広報媒体を活用して幅広く周知した。 ・各保健所圏域において、依存症の定例相談会及び家族教室を開催した。 ・かかりつけ医等を対象に、依存症に関する専門研修を実施した。 ・依存症に関する自助グループ等の活動費を一部又は全部補助した。 ・専門医療機関の追加選定に向け、医療機関と情報交換等を行った。	・精神科病院(1か所)を依存症支援拠点機関として指定し、相談支援コーディネーターを配置して相談対応を行うとともに、研修会の開催及び普及啓発を実施する。 ・鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議や各保健所圏域における研究会等を開催し、関係機関の連携強化を図る。 ・依存症フォーラム、各種イベント及び啓発週間など様々な機会を捉えて正しい知識の普及啓発を図るとともに、依存症問題に触れる機会を提供する。 ・支援拠点機関その他の相談窓口について、様々な広報媒体を活用して幅広く周知する。 ・各保健所圏域において、依存症の定例相談会及び家族教室を開催する。 ・かかりつけ医等を対象に、依存症に関する専門研修を実施する。 ・依存症に関する自助グループ等の活動費を一部又は全部補助する。 ・専門医療機関の追加選定に向け、医療機関との調整を進める。	障がい福祉課
	1 学校等と連携した修学支援の実施及び少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等	・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする心理や福祉等の専門家と情報を共有、連携し、生徒と多角的な関わりを持ちます。	・全ての県立高等学校の各課程にスクールカウンセラーを配置、また県内の拠点校(5校)にスクールソーシャルワーカーを配置し、生徒指導及び教育相談の支援を行った。幅広い支援においては、問題行動を起こした生徒へ教育相談、特別支援教育の観点からの支援を行い、必要に応じて校外の関係機関と連携するなどの事例もあり、問題行動の再発防止に向けた取組となっている。	・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする心理や福祉等の専門家と情報を共有、連携し、生徒と多角的な関わりを持ちます。	教委高等学校課
		・高等学校中途退学時に進路未決定者の個人情報収集して、市町村の支援機関に提供し、学校教育から切れ目のない就学や就労に向けた自立支援を行います(高等学校中退時等進路未定者の情報共有及び自立支援事業(令和2年5月制定))。	・県立高等学校を中途退学する生徒で、進路未決定者の生徒及び保護者には、当事業についての情報提供を行い、市町村と連携した切れ目のない自立支援を図った。	・高等学校中途退学時に進路未決定者の個人情報収集して、市町村の支援機関に提供し、学校教育から切れ目のない就学や就労に向けた自立支援を行います(高等学校中退時等進路未定者の情報共有及び自立支援事業(令和2年5月制定))。	教委高等学校課
		・児童生徒の問題行動については、児童生徒の心や置かれている環境についての困り感による影響が大きいと考えられます。また、児童生徒が問題行動を繰り返してしまうのは、その要因や背景に基づいた個別具体的な支援が十分に行われていないことが原因のひとつと考えられるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用して組織的かつ必要に応じて各関係機関と連携しながら児童生徒に対する理解を深化させるよう支援を図ります。	・「学校における諸課題改善プロジェクト」において、県と市町村教育委員会とで行う「いじめ・不登校等対策連携会議」にスーパーバイザーを招聘し、各市町村における不登校支援等の取組や課題を共有したり、研修を行ったりするとともに、市町村が設定する課題に取り組む学校に市町村アドバイザーを派遣し校内研修等を行った。 ・スクールカウンセラー連絡協議会(10月)及びスクールソーシャルワーカー連絡協議会(5月・9月)を開催し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの学校における組織的な活用について学校や関係機関と共有した。	・アセスメントに重点を置いた学校や市町村への直接支援を強化するために、外部の有識者をスーパーバイザーとして配置し、直接支援会議に参加したり、校内研修の講師として派遣するなどして指導・助言等を行う。 ・教職員一人一人の対応スキルの向上と学校組織による支援体制の更なる充実を目指す研修を支援し、学校が抱える課題の未然防止・早期支援を図る。 ・スクールカウンセラー連絡協議会及びスクールソーシャルワーカー連絡協議会を開催し、引き続き効果的な活用について協議及び周知を行う。	教委いじめ・不登校対策センター
		・スクールカウンセラーと教員が協働した心理教育(ストレスコントロールやアンガーマネジメント等)の推進や保護者・家庭への支援などの取組の継続と更なる充実を図ります。	・スクールカウンセラーと教員が協働した心理教育を実施した。	・引き続き、スクールカウンセラーと教員が協働した心理教育(ストレスマネジメントやアンガーマネジメント等)の推進や保護者・家庭への支援の更なる充実を図っていく。	教委いじめ・不登校総合対策センター
		・青少年育成鳥取県民会議(県)、青少年育成市町村民会議(各市町村)の設置・開催により、高校生、中学生の健全育成の問題に引き続き取り組みます。	- 青少年育成鳥取県民会議と協働して青少年の健全育成に取り組んだ。 ・青少年健全育成協力員、青少年育成推進指導員を設置し、健全な成長を阻害する環境の実態把握を行った。 ・成年年齢引き下げによる消費者トラブル防止等について、県と青少年育成鳥取県民会議の連名により啓発チラシを作成し、高校3年生に配布して周知を行った。	・青少年育成鳥取県民会議(県)の設置・開催により、高校生、中学生の健全育成の問題に引き続き取り組みます。	家庭支援課
		・支援が必要な少年・保護者に対して、鳥取法務少年支援センターと連携を図りながら、県の関係機関による相談支援等や県内にある相談支援機関の周知を行います。	・支援が必要な少年・保護者に対して、鳥取法務少年支援センターと連携を図りながら、児童相談所による相談支援や児童家庭支援センター等の相談支援機関の周知を行った。	・引き続き、支援が必要な少年・保護者に対して、鳥取法務少年支援センターと連携を図りながら、県の関係機関による相談支援や県内にある相談支援機関の周知を図る。	家庭支援課
		・鳥取法務少年支援センター(鳥取少年鑑別支所)が行う地域援助の積極的な活用に向けて、学校への周知等関係機関に協力します。 ・鳥取県地域生活定着支援センターの支援対象外となる障がい(またはその疑い)のない少年院出院者、その家族、支援者対象の相談体制の構築に向けて、相談体制の検討会を関係各所と重ね、相談窓口の設置・運営に取り組みます。	鳥取県地域生活定着支援センターの支援対象外となる障がい(またはその疑い)のない少年院出院者、その家族、支援者対象の相談体制の構築に向けて、相談体制の検討会を3回開催し、方向性をまとめた。	鳥取県保護司会連合会に委託し、連携して相談支援対応体制を開始する。	孤独・孤立対策課

重点課題		計画	R6年度実施内容(見込み含む)	R7年度計画	担当課
第4 民間協力者の活動の促進等	1 民間協力者の活動の推進	・保護司制度について、県職員退職者説明会や庁内での資料配布(掲示)を行い、県職員や県議会議員等への周知を図ります。 ・保護司についての説明会・講演会開催への協力を行います。 ・民間団体のボランティア募集の呼びかけに対する協力を継続します。	・県議会議員へのパンフレットの配布や、退職予定者を含む全職員向けに庁内掲示板での周知を行った。 ・11月、「更生保護制度施行75周年記念鳥取県更生保護大会」において、7名の保護司に知事感謝状を贈呈した。※5年に一度の贈呈 ・12月、県保護司会連合会が発行した「更生保護とっとり」に知事の寄稿文を掲載した。 ・7月、新聞広告で、社会を明るくする運動強調月間の広報啓発の一環として民間団体のボランティア募集の呼びかけを行った。 ・保護司の面接場所の確保策として、保護観察所・米子保護区保護司会からの利用要望に応じて、県西部総合事務所の貸出しの内部調整を行った。打診のあった東部・中部の県庁舎利用についても、具体的な利用要望があれば、同様に調整を行う。	・引き続き、県議会議員へのパンフレットの配布や、退職予定者を含む全職員向けに庁内での周知を図る。 ・要請に応じて保護司についての説明会・講演会開催に協力していく。 ・ホームページや県の広報媒体での周知を図っていく。 ・保護司の面接場所の確保策として、引き続き、県の庁舎貸出し希望に応じて調整・対応していく。	孤独・孤立対策課
	2 広報・啓発活動の推進	・第2期計画の内容や事業を関係者以外にもご理解いただけるようホームページ等の発信をわかりやすく行うほか、ホームページに関連情報を継続して掲載します。 ・人通りが多い場所等での普及啓発など、各種周知啓発方法を検討します。 ・県政だより、県政広報番組等の各種県の広報媒体による更生保護の啓発を行います。	・第2期計画の内容や事業をホームページ等の発信をわかりやすく行うほか、ホームページに関連情報を継続して掲載。 ・7月、新聞広告で、社会を明るくする運動強調月間の広報啓発の一環として更生保護の啓発や社会を明るくする運動作文コンテストについて周知した。 ・6月、県庁内で鳥取刑務所による刑務所作業製品展示販売会を行い、啓発を行ったほか、県立ハローワーク主催のセミナー会場でも販売会を行った。 ・鳥取刑務所及び鳥取少年鑑別支所主催「矯正展」について、県ホームページ・SNSでの広報や市町村・関係機関への周知を行った。 ・鳥取刑務所発行の広報誌「プリズ〜ム」を関係機関へ送付したほか、各種研修会や会議で配布した。	・ホームページ等を通じてよりわかりやすく発信する。 ・県政だより、新聞等を通して普及啓発を行うほか、より効果的な普及啓発方法を検討する。 ・県庁内で鳥取刑務所による刑務所作業製品展示販売会を行う。 ・引き続き、関係団体からの要望に応じて、イベントや制度の周知を幅広く行っていく。	孤独・孤立対策課
第5 地域による包摂の推進	1 国・民間団体・市町村等との連携強化	・「鳥取県再犯防止推進会議」の開催継続により、関係機関との情報共有、鳥取県再犯防止推進計画の管理・検証等を行います。 ・県と市町村、関係機関による会議の実施により、情報の共有・提供や連携を図り、必要な支援を行います。 ・市町村職員向け研修の実施により、関係機関の支援・業務内容等への理解促進や対応・連携に関する知識やノウハウの習得等の支援を図ります。	・「鳥取県再犯防止推進会議」の開催継続により、関係機関との情報共有、鳥取県再犯防止推進計画の管理・検証等を行った。 ・1月、市町村職員対象研修及び連携会議を開催した。	・「鳥取県再犯防止推進会議」の開催継続により、関係機関との情報共有、鳥取県再犯防止推進計画の管理・検証等を行う。 ・市町村職員対象研修及び連携会議を行う。	孤独・孤立対策課
	2 支援の連携強化及び相談できる場所の充実	・鳥取県地域生活定着支援センターの支援対象外となる高齢・障がいのある出所者等以外の者、支援の手が届きにくい満期釈放者、その家族や支援者を対象とした相談支援体制の構築に向け関係各所と検討会を重ねながら、相談支援窓口の設置・運営について検討します。 ・鳥取法務少年支援センター(鳥取少年鑑別支所)が行う地域援助の積極的な活用に向けて、市町村等に周知を図る等関係機関に協力します。 ・鳥取県更生保護給産会が行う、退所者への定期的なフォローアップについて支援します。	・鳥取県地域生活定着支援センターの支援対象外となる高齢・障がいのある出所者等以外の者、支援の手が届きにくい満期釈放者、その家族や支援者を対象とした相談支援体制の構築に向け関係各所と検討会を3回開催し(令和5年度から合計6回)、方向性をまとめた。	・鳥取県保護司会連合会に委託し、連携して相談支援対応体制を開始する。	孤独・孤立対策課

第2期鳥取県再犯防止推進計画(R5.4.1～R10.3.31)の進捗状況(国・民間団体)

資料1－2

重点課題		計画	R6年度実施内容(見込み含む)	R7年度計画
第1 就労・住居の確保等	1 就労の確保	・ 鳥取刑務所 :就労支援説明会を実施し、出所後の保護観察所の支援制度についての説明や協力雇用主からの話を通して、受刑者の就労に対する不安等を取り除き、就労意欲や就労継続につながるよう継続して取り組みます。鳥取刑務所を出所する者の大半は県外への帰住者であり、県内企業へ就労がつながるケースは少ないものの、就労支援を実施した者の中で鳥取県内に帰住する者については、関係機関・団体との連携により、在所中の内定に向けた手続きを円滑に進めることができおり、今後も継続します。	本年度においては、6月に就労支援説明会を、12月には仕事フォーラムを開催し、被収容者に対して企業の雇用情勢を踏まえつつ、就労に対する動機付けを行いました。就労支援説明会では、鳥取県就労支援事業者機構事務局長及び協力雇用主である企業から就労に関する講話をしていただきました。仕事フォーラムでは、職親プロジェクト企業3社に来庁していただき、職親プロジェクトの説明や円滑な社会復帰につながる就労に関する講話をしていただきました。	令和7年度においても、出所後において再犯を起こさない安定した生活を維持していくためには、就労に対する意識を高め、継続して行うことが肝要であることから、被収容者に対する働きかけを継続し、一人でも多く出所時の就労先を確保して、円滑な社会復帰につなげていきます。
		・ 鳥取県就労支援事業者機構 :地域性を踏まえた第1次産業(農業、林業、漁業)における協力雇用主の開拓と実雇用数の増加に取り組みます。特に、農業法人の設立が多く見られ、中には産業6次化も相まって年間雇用が可能な法人も増えています。第1次産業は、車や免許を持たない出所者等が就労しやすい身近な現場が多く、課題となっている労働者の確保にも有効で、地域の基幹産業の振興にも役立つと考えます。あわせて実雇用数の増加に努力します。	県立ハローワークの協力を得て、地域性を踏まえた第1次産業(農業、林業、漁業)での協力雇用主の開拓と実雇用の増加に取り組みましたが、登録に至った事業者はありませんでした。	・引き続き、協力雇用主の開拓に努め、地方公共団体に対し、協力雇用主の雇用実績に対する優遇措置についての検討をお願いしていき、協力雇用主の社会的評価の向上に努力します。 ・また、将来的に国(法務省)の「更生保護地域連携拠点事業」を受託できるよう、組織体制の充実に取り組みます。
		・ 鳥取保護観察所 :就労への動機付けに努め、関係機関とも連携して就労支援に取り組むとともに、協力雇用主の開拓において、農福連携として一次産業分野に特に力を入れます。また、国及び県のハローワークに協力雇用主の情報を提供し、連携して就労支援に取り組むことで、協力雇用主のもとでの実際の雇用の拡大に努めます。	関係機関と連携して保護観察対象者等の就労支援に取り組み、本年度中に実際に新規に雇用した協力雇用主の数は13社、新規に雇用された対象者数は25人、協力雇用主の新規登録は5社となりました(いずれもR6. 12末時点)。	引き続き、協力雇用主の開拓と活用に努め、支援が必要な保護観察対象者等が早期に就労し、就労後もできるだけ長く職場に定着できるよう、関係機関と連携して支援に努めます。
		・ 鳥取県再犯抑止更生協会 :鳥取刑務所等の矯正施設において、出所を間近に控えた受刑者に対する「出所前講習」を民間の立場として継続して行います。その中で、自立への重要な一歩として就労を奨励し、ハローワークや協力雇用主、職業訓練について説明し、鳥取県立ハローワークの更生保護担当の専門就業支援員にも講習会に参加していただき、専門家の視点からの指導を実施します。	刑務所と連携しながら行う「出所前講習」は2月7日時点で19回開催し、53名の出所予定者が受講した。就労の確保については鳥取県立ハローワークと連携し、就労の奨励、ハローワークや協力雇用主制度、終業後の労働相談窓口などについて指導した。	刑務所と連携し、今後も「出所前講習」を継続する予定であり、就労の確保については鳥取県立ハローワークと連携しながら指導を行っていく。また就労面接や相談窓口でのマナーについても指導し、必要な振る舞いが身につくよう指導していく。また他には当会の活動をメディアで紹介したり、再犯防止に関する現状などを広く周知するための講演会についても随時行っていく。
		・ 鳥取労働局 :ハローワークでの職業紹介、就職支援ナビゲーターの配置、就労支援チームによる就労支援事業を継続します。	就職支援ナビゲーターの配置を始め、ハローワークにおいて職業紹介、就労支援チームによる就労支援事業を実施し、必要に応じて全国の帰住予定地のハローワークとの連携等を行いました。 就労支援事業における就職件数20人(令和6年12月末現在)	ハローワークでの職業紹介、就職支援ナビゲーターの配置、就労支援チームによる就労支援事業を継続します。
		・ 鳥取保護観察所 :国土交通省の所管となる居住支援法人との連携により住居を確保したり、高齢・障がいなど様々な特性に応じた自立準備ホームを新規開拓したりします。	あんしん賃貸支援事業及び家賃債務保証制度を活用し、更生保護施設を退所した後の住居を確保するための支援を行いました。	引き続き一時的受入先としての自立準備ホームの開拓に努めます。また、更生保護施設や自立準備ホーム退所後の住居確保について、居住支援法人等の関係機関と連携して支援に努めます。
第2 福祉サービス・保健医療の利用の促進等	1 高齢者又は障がいのある者等への支援等	・ 鳥取刑務所、鳥取保護観察所、鳥取県地域生活定着支援センター :平成28年度から、鳥取県地域生活定着支援センター、鳥取保護観察所及び鳥取刑務所の3者主催で、関係機関の相互理解の促進と支援ネットワークの充実・連携強化を図ることを目的とし、罪を犯した高齢・障がい者の地域生活への定着を中心的なテーマとして(出所後の高齢者・障がい者の施設入所先の確保等)、地域定着支援に係る関係機関連絡協議会を開催しています。福祉施設や関係機関などに継続して出口支援の理解・周知を図ります。	3者主催で、罪を犯した高齢者及び障がいの特性を持つ者の地域生活への定着支援について、地域定着支援に係る関係機関連絡協議会を開催しました。グループワーク等を行い、福祉施設や関係機関等に出口支援の周知及び協議を通じて関係機関同士の相互理解の促進を図り、地域における支援ネットワークの充実と連携の強化に努めました。	令和7年度も引き続き、鳥取県地域生活定着支援センター、鳥取保護観察所及び鳥取刑務所は、地域定着支援に係る関係機関等連絡協議会を開催し、高齢・障がいのある刑務所出所者等に対する出口支援の周知を図り、また、各機関の相互理解の促進及びネットワークの充実化を図るとともに、より連携を強化した関係づくりを推進し、地域における支援体制の構築及び連携の強化に努めます。
		・ 鳥取地方検察庁、鳥取保護観察所、鳥取県地域生活定着支援センター :令和4年度から、3者主催で、入口支援における地域定着支援のための関係機関連絡協議会を開催し、弁護士及び行政機関などに参加を呼びかけ、起訴猶予処分者等の再犯防止に向けた関係機関の連携の強化を図っており、引き続き取り組みます。	今年度は担当者の顔ぶれが大きく変わったため、偶数月に3者での入口支援座談会を始めて、3者連携を深めることに集中した。昨年度までの取り組みで、3者連携について弁護士への周知が一定程度図れていたことから、協議会開催は見合わせた。	今年度同様に座談会を維持しつつ、関係機関協議会の開催を検討予定。

重点課題		計画	R6年度実施内容(見込み含む)	R7年度計画
		・鳥取県地域生活定着支援センター: 入口支援については、鳥取県社会生活自立支援センターが平成30年度から毎年1回実施している弁護士向けの事例報告会を通して周知を行っていましたが、鳥取県地域生活定着支援センターに一本化された後も継続して開催しており、関係機関連絡協議会の取組とあわせて入口支援・出口支援の円滑な依頼につなげます。	1. 弁護士向けの事例報告会 定着主催にて国選弁護士を担当した弁護士とともに、入口支援から出所時支援につながった事例を共同報告。20人程度参加いただいた(R6.7.5)。報告会を関係機関向けにオンデマンド配信し、30人程度に申し込みいただいた。おおむね好評だった。 2. 入口支援・出口支援を問わない、関係機関とのネットワーク構築 ・上記、出口支援座談会と入口支援座談会をそれぞれ偶数月に開催。 ・鳥取市自立支援協議会、西部自立支援協議会の各地域移行部会への定期参加。 ・地域ネットワーク強化のため、①鳥取市・倉吉市・北栄町・米子市の重層型支援事業窓口と地域福祉検討会を実施、②東・中・西部のGHや不動産屋の事業所巡回開拓、③東・中部の対象者受け入れ施設への地域福祉研修会を開催。 ・情報発信のため、①東・中・西部の関係機関における研修への講師派遣、②鳥取地区矯正展でのブース展示を実施。 以上の取組を通して、14ページ(3)課題(中西部支援拡大、弁護士・市町村等の関係機関への理解・周知促進)に対応した。	今年度同様に実施予定。
		・鳥取保護観察所: 支援が必要な受刑者については、刑事施設の刑務官や地方更生保護委員会の保護観察官から更生保護施設への入所など支援が受けられることの説明がなされますが、支援を希望しない者については、強制できないものの刑事施設や地方更生保護委員会から再考を促し、保護観察所に立ち寄るよう働きかけることで支援に至った事案もあります。今後も対象者自らが必要に応じた支援を受けるよう関係機関と連携して働きかけます。	高齢又は障がいにより刑務所出所後に医療や福祉サービスなどの支援が必要な者に対しては、刑務所に入所中から地域生活定着支援センターや地域の支援機関と連携し、本人への働きかけや支援機関等との調整を行いました。	引き続き、高齢又は障がいにより刑務所出所後に医療や福祉サービスなどの支援が必要な者に対し、刑務所に入所中から地域生活定着支援センターや地域の支援機関と連携し、本人への働きかけや支援機関等との調整を行います。
		・鳥取刑務所: 特別調整を拒む者や希望しない者の中には、面接を通して最終的に特別調整を希望するようになる者も多いため、今後も受刑者にその必要性を根気強く話します。	特別調整を希望しない者についても、円滑な社会復帰のために福祉の援助が必要であると認められる者については、面接等によりその必要性について、粘り強く説明を行いました。	本人の特性について入所後の早い時期に判断し、特別調整の必要な者については、早い段階から意識付けを行い、円滑な社会復帰につなげていけるよう支援していきます。
		・鳥取地方検察庁: 検察庁全体の方針として、刑事司法手続きによって得た情報は、引き続き、可能な限り関係機関に提供します。	関係機関への情報提供に当たっては、対象者の同意を得た上で、対象者が望む支援を聞き取ったり、事件の背景、経緯から見えてくる生活課題や関係機関等との意見要望を踏まえながら、支援に必要かつ相当と認められる範囲で情報提供を行っている。また、高齢であったり、障がいのある者については、保護観察所及び定着支援センターの協力、助言により、更生保護施設や、福祉・医療等へつなげる入口支援を行っている。具体的には、不起訴処分により警察署での釈放を、入院先の病院へ同行した上で釈放したり、執行猶予判決による釈放後、保護観察所や民間支援団体施設まで同行支援するなど、確実に支援につなげられるよう配慮している。	令和7年度も、継続実施予定。
	2 薬物依存の問題を抱える者への支援等	・鳥取保護観察所: 薬物依存症の刑務所出所者等の社会復帰に向けた指導や支援を継続して行います。	薬物再乱用防止プログラムを個別又はグループで実施しました。グループ実施の際は、鳥取ダルクのスタッフにも助言者として参加してもらっています。期間が終了した後も地域の支援に繋がるよう働きかけてを行っています。 ・鳥取県更生保護観察協会: 鳥取ダルクへ継続的に助成を行いました。	薬物事犯の刑務所出所者等に対し、薬物再乱用防止プログラムや社会復帰に向けた生活指導・支援を継続して行います。期間が終了した後も地域の支援に繋がるよう働きかけを行います。
第3 学校等と連携した修学支援の実施等	1 学校等と連携した修学支援の実施及び少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等	・鳥取法務少年支援センター(鳥取少年鑑別支所): 非行犯罪防止に関する知見の地域への還元、非行傾向のある少年及びその家族等への具体的援助(地域援助)を引き続き行います。	学校に赴き、生徒・児童を対象に、非行防止を目的とした授業を50件延べ3426人に対して実施(令和7年1月末時点)したほか、関係機関との事例検討会等(22件延べ287人出席)(令和7年1月末時点)を通じて、相互の連携強化を図りました。	非行犯罪防止に関する知見の地域への還元、非行傾向のある少年及びその家族等への具体的援助(地域援助)を引き続き行います。
		・鳥取県BBS連盟: 多様性のある関わりを意識しながら、鳥取法務少年支援センターと連携した学習支援、児童福祉施設への支援や入所児童との交流等を継続します。	・倉吉地区BBS会再発足(R7/3/22) ・鳥取市内の2小学校へ夏冬休み時の学習支援 ・食材支援(7/22 公立鳥取環境大学) ・児童養護施設の児童生徒をJ3サッカー観戦に招待(8/24) ・SDGs授業参加(9/17、12/6岩美南小学校 エコキャップ贈呈)(12/6、R7/2/12岩美西小学校 プルタブ贈呈) ・平和のつどい(R7/2/12岩美西小学校) ・他団体との交流 6/5、9/2香川大学PROS意見交換会 ※R5安全安心なまちづくり関係功労者内閣総理大臣表彰受賞団体 6/20倉吉保護区保護司会 講演 7/3岩美町保護司会 講演 10/28鳥取南更生保護女性会 講演 - R7/1/23倉吉地区更生保護女性会 講演 - 第3木曜日 ダルクを見守る会 ・第24回公立鳥取環境大学の学園祭「環謝祭」に3店出店し、広報活動	・中国地方BBS会員研修会(R7/6/21、22岩美町中央公民館) ・香川大学PROS意見交換会 ・児童養護施設を訪問して料理教室の実施、J3サッカー観戦 ・児童自立支援施設の生徒とのバレー交流、坐禅会と茶話会 ・鳥取法務少年支援センターの学習支援 ・第25回公立鳥取環境大学の学園祭「環謝祭」出店に更生保護女性会を勧誘

重点課題		計画	R6年度実施内容(見込み含む)	R7年度計画
第4 民間協力者の活動の促進等	1 民間協力者の活動の推進	・鳥取県保護司会連合会:小学生を対象に社会を明るくする運動教室等を継続します。	鳥取保護区において、小学校5校、延299名の児童を対象に教室を開催した。八頭保護区においても郡家東小学校6年生を対象に教室を開催した。いずれも保護司に加え、更生保護女性会、BBS会会員も加わり、三者連携事業として定着してきた。	連合会として、鳥取、八頭保護区での実践事例、ノウハウが他の保護区あるいは他の地区にも波及していくような普及機会を設けるよう努める。
		・鳥取県更生保護女性連盟:あいさつ運動や小中学校での家庭科授業ボランティアを継続します。	・小中学校校門・街頭等でのあいさつ運動実施 ・小中学校(家庭科、総合学習・調理実習)学習支援実施 ・各地区、支部でのミニ集会実施。 ・子育て支援実施。 ・“第74回社会を明るくする運動”実施 ・「社会を明るくする標語」の募集 ・犯罪・非行防止活動の実施、薬物乱用防止活動の実施 ・更生保護施設への支援活動 ・保護観察処遇への協力活動実施 ・社会貢献活動への協力への実施	・あいさつ運動の継続をします。 ・小中学校への修学支援活動を継続します。 ・ミニ集会活動の継続をします。 ・子育て支援活動の継続をします。 ・“第75回社会を明るくする運動”活動として「標語募集」を継続します。 ・犯罪・非行防止活動、薬物乱用防止活動の継続をします。 ・更生保護施設への支援活動を継続します。 ・保護観察処遇への協力を継続します。 ・社会貢献活動への継続をします。
		・鳥取保護観察所、鳥取県保護司会連合会:保護司適任者の確保について、鳥取保護区においては、保護司が不足している学区など公民館単位で、保護司や地域の自治会長、公民館長、民生児童委員会長、社会福祉協議会長などを委員とした「保護司候補者検討協議会」を開催して適任者の発掘を行っています。その結果として高い充足率を維持しており、この取組を他の保護区でも広げられるよう継続します。	県内の保護司の定数390名に対し、1月末現在の実人員は374名、充足率は96%であり、全国の充足率89%に比べ高い状況にある。保護司適任者確保について、鳥取保護区においては地域を代表する方々や保護司の理解を得て保護司候補者検討協議会を立ち上げ(7回開催)、保護司候補者の情報の収集・交換を行った結果、7名の者が保護司に委嘱された。この取り組みを他の保護区と共有した結果、2保護区が新たに検討協議会を立ち上げる方向で動いている。	・鳥取保護観察所:適任者確保のため、検討協議会未設置の保護区に対し、検討協議会の設置を働きかける。保護司活動インターンシップや保護司セミナーの開催を働きかける。 ・鳥取県保護司会連合会:理事会等の場において鳥取保護区の取組や成果を共有し他の保護区への波及に努める。
	2 広報・啓発活動の推進	・鳥取保護観察所:自治体の退職予定者説明会で保護司の説明またはパンフレット配付を行い、地域貢献や保護司に興味のある方を保護司候補者として発掘できるよう自治体に協力を依頼します。また、保護司候補者の安定的確保に繋がる効果的な取組として、令和4年度から保護司候補となり得る方を対象とした保護司の説明セミナーを鳥取県保護司会連合会とともに開催することとしており、引き続き取り組んでいきます。その広報の場については、情報提供を関係各所へ依頼するなど連携・協力を進めます。	・今年度、8自治体の退職予定者説明会(退職予定者あて)で保護司及び更生保護女性会の説明、又はパンフレット配布を行い、地域貢献や更生保護ボランティアに興味のある方を発掘できるよう担当者に協力を依頼した。 ・再犯防止推進計画策定に向けて取り組んでいる自治体に対し、更生保護ボランティアの発掘及び活動推進に向けた取組の明文化について働きかけた。 ・保護司活動を行う上で必要な面接場所の確保として、自治体あて公民館等公共の施設の使用について協力を求めた。	・県下全自治体に対し、退職予定者説明会で保護司及び更生保護女性会の説明、またはパンフレットの配付を依頼する。 ・自治体に依頼したり、マスコミを活用する等して更生保護ボランティアの活動を発信し、保護司適任者の確保、その他更生保護ボランティア会員の増強を図る。
		・鳥取県保護司会連合会:保護司の安定的な確保のため、県内各保護司会管轄内において地区単位での保護司セミナー開催を推進します。	・保護司セミナーは、商工会青年部を対象に東伯保護区保護司会において開催(11人)。 ・保護司の仕事に体験的に参加していただく保護司インターンシップは倉吉、米子、西伯保護区において、犯罪予防活動や関係部会に延5名の方が参加された。	保護司の安定的な確保については、自薦制や公募制なども取り入れられつつあり、保護司セミナー、保護司インターンシップ等の積極的な開催により、保護司の使命や業務などへの理解を深める機会をこれまで以上に増やすよう努める。
		・鳥取県更生保護観察協会:保護司会連合会・更生保護女性会・BBS会・鳥取県就労支援事業者機構・更生保護施設給産会など更生保護関係団体へ継続的に助成を行います。	保護司会連合会・更生保護女性会・BBS会・鳥取県就労支援事業者機構・更生保護施設給産会など更生保護関係団体へ継続的に助成を行いました。	各更生保護団体の活動を継続的に援助する。
第5 地域による包摂の推進	1 国・民間団体・市町村等との連携強化	※国の第二次計画においては、広報・啓発活動の推進(啓発事業等の実施、法教育の充実)を実施することとされており、県内の国関係機関、民間団体各機関においても普及啓発を実施します。		
		・鳥取保護観察所:再犯防止推進法において地域再犯防止推進計画(※)の策定が努力規定となっており、また、計画策定を通して関係機関の連携も強まることから、計画未策定の町村に対して、保護司会など更生保護民間団体の協力を仰ぎながら策定の働きかけを継続します。町村が計画を策定する際には、地区保護司会とも連携して必要な情報を提供するなど策定に向けた協力を行います。 ※正しくは「地方再犯防止推進計画」	計画未策定の自治体について、保護司会及び更生保護女性会とともに訪問し、首長に要望書を提出し、策定を働きかけた。内5町村が令和7年度策定に向けて協議等を重ねており、当庁も自治体の求めに応じ、助言したり、要望を述べている。	引き続き、未策定の自治体に対し、早期策定を働きかけるとともに、策定済みの自治体については、更生保護団体と連携し、計画の内容の検証を行う。
		・鳥取地方検察庁:検察における再犯防止に関する業務は、高齢化社会を反映して従前よりも一層重要性を増しています。今後も、窓口となる担当者にとどまることなく、捜査・公判を担当する職員全員で制度等に関連する情報や個別具体的事案の情報を共有することで、関係機関との連携の推進や再犯防止に関する意識の向上を図ります。	捜査公判部門の職員はもとより、それ以外の職員や再犯防止に関与したことのない若手職員を支援機関・団体主催のセミナーやシンポジウム等へ参加させて、再犯防止活動の重要性について再認識を図るとともに、支援現場での課題や対応の難しさを理解させ、職員全体で、支援機関・団体との連携の推進や再犯防止に関する意識の向上を図っている。また、個別の事案では、支援機関・団体等の意見、要望を踏まえ、可能な範囲で情報提供するなどし連携を図っている。	令和7年度も、継続実施予定。

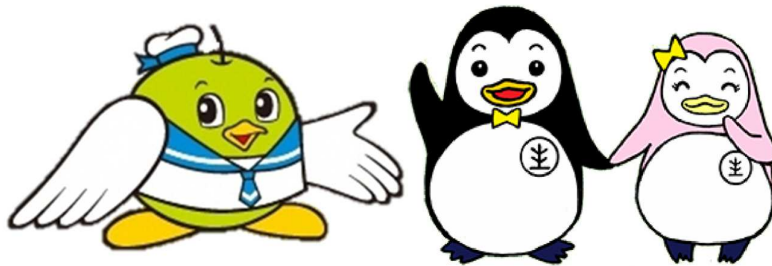
重点課題		計画	R6年度実施内容(見込み含む)	R7年度計画
2 支援の連携強化及び相談できる場所の充実		・鳥取保護観察所、鳥取刑務所:今後も鳥取法務少年支援センター(鳥取少年鑑別支所)の地域援助(非行犯罪防止に関するノウハウの地域への還元)を積極的に活用し、対象者の更生等につなげます。	・鳥取保護観察所:保護観察処分少年1名について、地域援助の協力依頼を行いました。 ・鳥取刑務所:鳥取少年鑑別支所との処遇共助として、昼夜居室処遇者に対して、集団処遇の指導を行ってもらい、処遇の充実化を図りました。	・鳥取保護観察所:引き続き、必要に応じて、地域援助の協力依頼を行います。 ・鳥取刑務所:令和7年度については、左記の昼夜居室処遇者に対する集団処遇等に加えて、心理技官の専門的知識に基づく面接やテスト等の実施についても充実化を図っていきます。
		・鳥取刑務所:満期釈放日の約1か月前に面接を実施して、必要に応じて「保護カード」を交付し、困ったときの相談先として保護観察所を訪ねよう継続して指導します。	満期釈放日の1か月前には面接を実施し、円滑な社会復帰に向けて帰住先等の指導を行い、保護カードの利用を含めて、保護観察所の訪問を促す等の指導を行いました。	令和7年度についても、釈放前の面接により、本人の円滑な社会復帰に必要な助言指導を行い、必要に応じて保護カードの使用を促す等の社会復帰支援を行っていきます。
		・鳥取法務少年支援センター(鳥取少年鑑別支所):研修や講演等の地域援助により、非行・犯罪に係る専門知識を地域に還元し、「実効性のある教育・処遇方針を提言する専門機関」として、鳥取県の安心・安全に貢献する各種活動を引き続き行います。	各種講演、研修、施設見学などを77件延べ3713人に対して実施(令和7年1月末時点)し、当支所の業務内容やノウハウ等を広く一般に周知するとともに、相談できる場所としての利用促進を実施しました。	研修や講演等の地域援助により、非行・犯罪に係る専門知識を地域に還元し、「実効性のある教育・処遇方針を提言する専門機関」として、鳥取県の安心・安全に貢献する各種活動を引き続き行います。

第2期鳥取県再犯防止推進計画における再犯の防止等に関する施策の動向
を把握するための参考指標(鳥取県の現状データ)

資料 2

第2期計画(基準値)	R4	R5	R6	備考(取組の効果等増減について考えられる要因、増減に至った取組以外の特殊事情など)	調査・出典元
○刑法犯検挙者中の再犯者数を、令和9年度末までに基準値から20%減らす。 (基準値443人(平成29年～令和3年の平均値)→354人(令和4年～8年の平均値))	478人	444人	—		法務省矯正局 (孤独・孤立対策課受領)
(1)就労・住居の確保等関係 ① 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数 基準値 106社・雇用している雇用主数23社・36人(令和3年度)	(R4年度) ア 110社 イ 21社 ウ 36人	(R5年度) ア 129社 イ 21社 ウ 37人	(R7.1末時点) ア 123社 イ 21社 ウ 38人		鳥取保護観察所
② 鳥取刑務所における出所者のうち、帰住先がない者の数 基準値 28人(18.8%)(令和3年)	17人 (11.1%)	29人 (20.0%)	18人 (14.8%)	関係機関との情報の共有を積極的に行い、早期から帰住先の設定に働きかけた。	鳥取刑務所
③ 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数 基準値 96人(令和3年度)	49人 (R4年度)	78人 (R5年度)	59人 (R6.12末時点)		鳥取保護観察所
(2)保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係 ① 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数 基準値 9人(令和3年度)	13人	17人	11人 (R7.1末時点)		鳥取県地域生活 定着支援センター
② 入口支援を実施した者の数 基準値 32人(令和3年度) ※正しくは31人	37人	27人	13人 (R7.1末時点)		鳥取保護観察所、 鳥取県地域生活 定着支援センター
② 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関による治療・支援を受けた者の数及びその割合 基準値 1人・2.9%(令和3年度)	1人・3.1% (R4年度)	2人・5.1% (R5年度)	1人・3.8% (R7.1末時点)		鳥取保護観察所
(3)学校等と連携した修学支援の実施等関係 ① 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率 基準値 0人・0%(令和3年度)	0人・0%	0人・0%	0人・0%		鳥取保護観察所
② 保護観察所において修学支援を実施し、保護観察期間中に高等学校等を卒業若しくは高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合 基準値 0人・0%(令和3年度)	0人・0%	0人・0%	0人・0%		鳥取保護観察所
③ 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及びその合格率 基準値 0人・0人・0%(令和3年度)	受験者:1人 合格者:1人 合格率:100%	受験者:0人 合格者:0人 合格率:0%	受験者:3人 合格者:2人 合格率:67%	教科指導の対象者として定期的に指導を行い、試験に向けてバックアップを行った。	鳥取刑務所
(4)民間協力者の活動の促進等関係 ① 保護司数及び保護司充足率 基準値 371人・95.1%(令和4年1月現在)	365人 93.5% (R5.1.1)	365人 93.5% (R6.1.1)	373人 95.6% (R7.1.1)		鳥取保護観察所
② ”社会を明るくする運動”行事参加人数 基準値 9,893人(令和3年度)	14,029人 (R4年度第72回)	15,579人 (R5年度第73回)	4,726人 (R6年度第74回)	地区推進委員会からのデータを積算したものであり、増減の理由については不明。	鳥取保護観察所
(5)その他 ① 再犯者率 基準値 53.7%(令和3年)	55.80%	53.00%	—		法務省矯正局犯罪統計(孤独・孤立対策課受領)

保護司よりそい支援事業（仮称） について

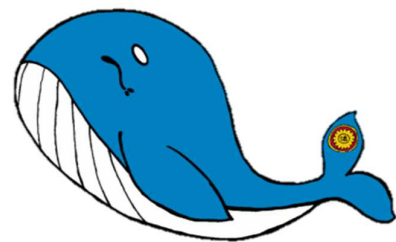


鳥取県 孤独・孤立対策課

R7. 2. 21鳥取県再犯防止推進会議

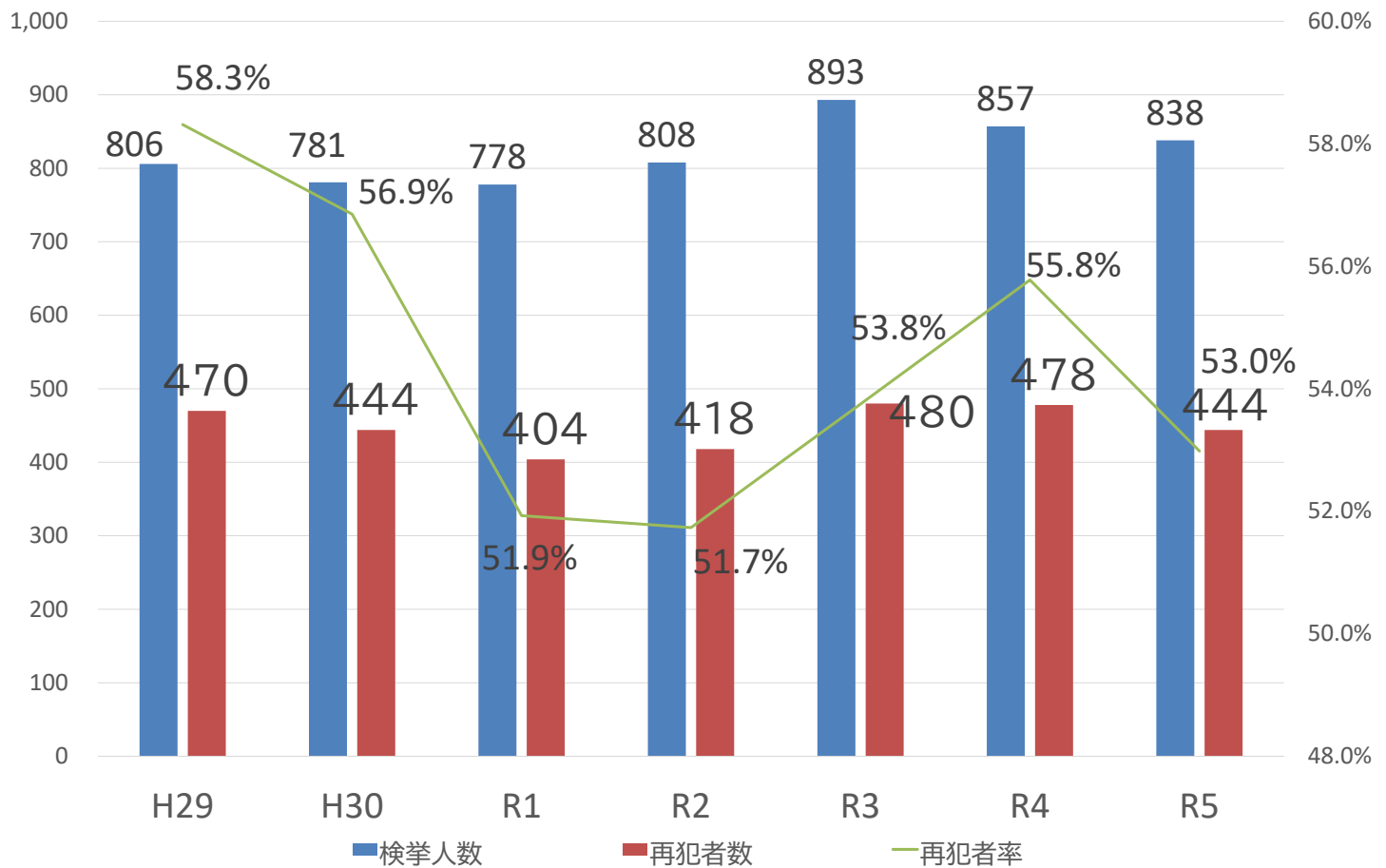
1

- 背景・経緯
- 検討会内容
- 事業内容（案）
- 今後の予定
- ご意見を伺いたいこと（周知方法）



目次

【参考】鳥取県の再犯防止にかかる現状(データ)



※法務省矯正局提供データを基に鳥取県作成

3

【参考】国・県・市町村の役割

✓ 国の第二次再犯防止推進計画でそれぞれの役割が明文化

国	- 刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等が抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。 - 再犯防止に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行う。
都道府県	広域自治体として、 - 各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や域内のネットワーク構築に努める。 - 市区町村が単独で実施することが困難と考えられる、就労・住居の確保に向けた支援や罪種・特性に応じた専門的支援などの実施に努める。
市区町村	地域住民に最も身近な地方公共団体として、 福祉等の各種行政サービスを必要とする者、とりわけこうしたサービスへのアクセスが困難である者等に対して適切にサービスを実施する。

背景・経緯

■ 背景

- ① 罪を犯した高齢者(65歳以上)、障がい者
:「地域生活定着支援センター」で伴走型支援
(例:役所への同行や住居を借りる手続きの一体的サポート)

- ⇔ 罪を犯した「65歳未満」で「障がいのない」人
:各分野の専門機関で支援

(例:生活保護、公営住宅等の各窓口での個別相談・支援)

- ② 出所後に保護観察がつかない満期釈放者の再入率23.3%
→ 仮釈放者の10.2%と比べ2倍以上。

* 令和元年度統計。再入率:2年以内に再び刑務所に入る割合



背景・経緯

■ 経緯

- 第2期鳥取県再犯防止推進計画の策定検討過程で「地域生活定着支援センターの対象者以外も支援する体制が必要」との意見があり、高齢者・障がい者以外の出所者等に対する相談支援体制の構築を同計画に盛り込んだ。
- 令和5年度、検討会を立ち上げ、罪を犯した人の立ち直りを身近で支えてきた保護司を中心とした支援体制を念頭に議論してきた。



検討会内容

■ 概要

- 期間、回数：令和5年度と6年度に各3回
- 出席者
(第1回) 保護観察所、県保護司会連合会、地域生活定着支援センター、県
(第2回) 保護観察所、県保護司会連合会、地域生活定着支援センター、鳥取・米子更生保護サポートセンター、鳥取・米子保護区保護司会、県
(第3～6回) 保護観察所、県保護司会連合会、地域生活定着支援センター、鳥取・倉吉・米子更生保護サポートセンター、鳥取・倉吉・米子保護区保護司会、県

7

事業内容(案)

■ 概要(枠組)

※県保護司会連合会委託。対象者には本人の家族など関係者含む。

① 保護司との関係があった保護観察終了後の人

→元対象者等から元担当保護司に相談があり、対応した場合、報告→定額を支払

※保護司の自発的な関わりを求めるものではない。全保護司対象。

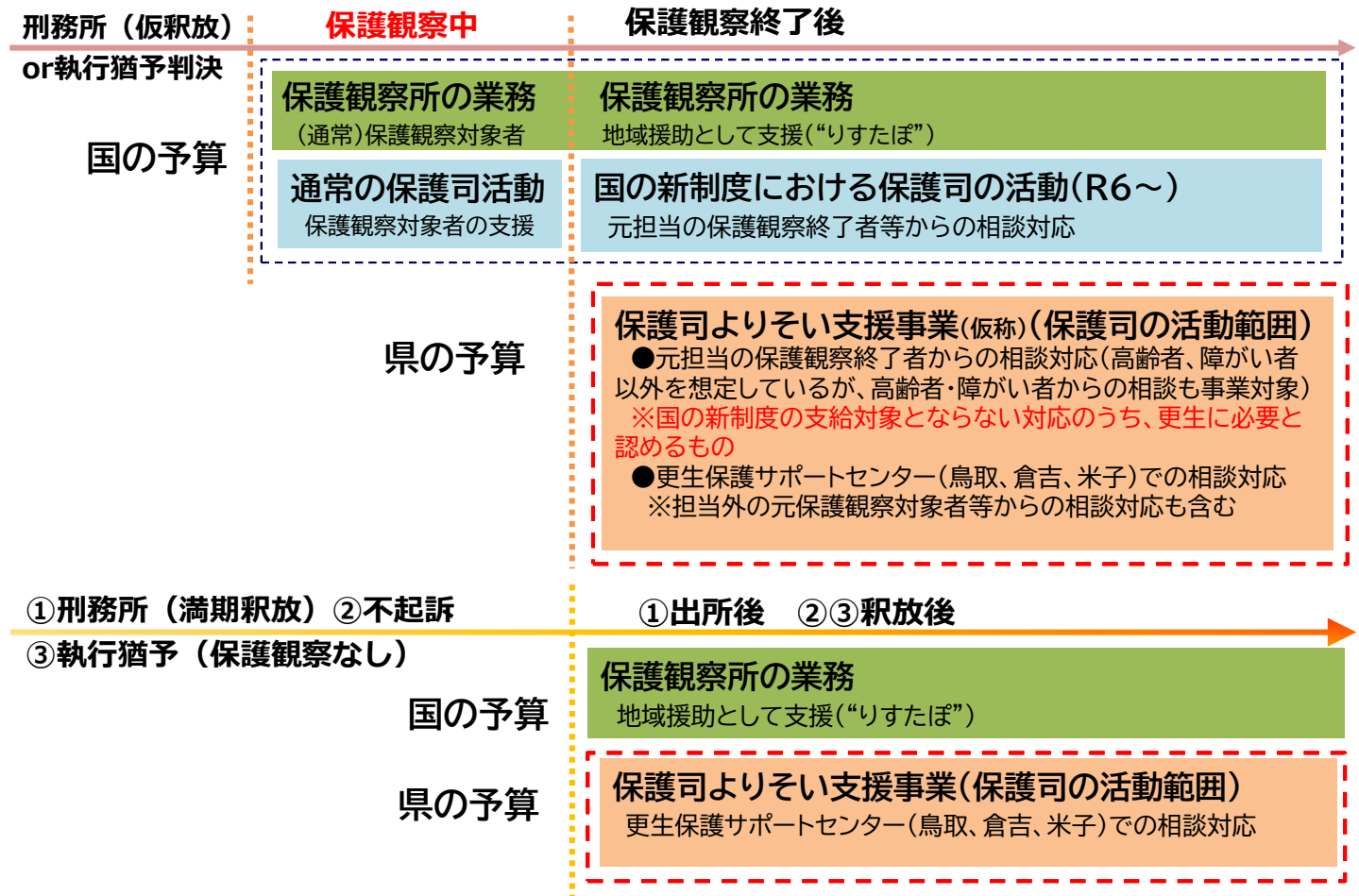
② 保護司との関係がなかった満期釈放者や保護観察がつかなかった人

→各保護司会の拠点である「更生保護サポートセンター」での相談対応→必要に応じて専門機関へのつなぎや困難な事案は保護観察所へ相談

※令和7年度に相談体制を整備するのは鳥取、倉吉、米子保護区のみ

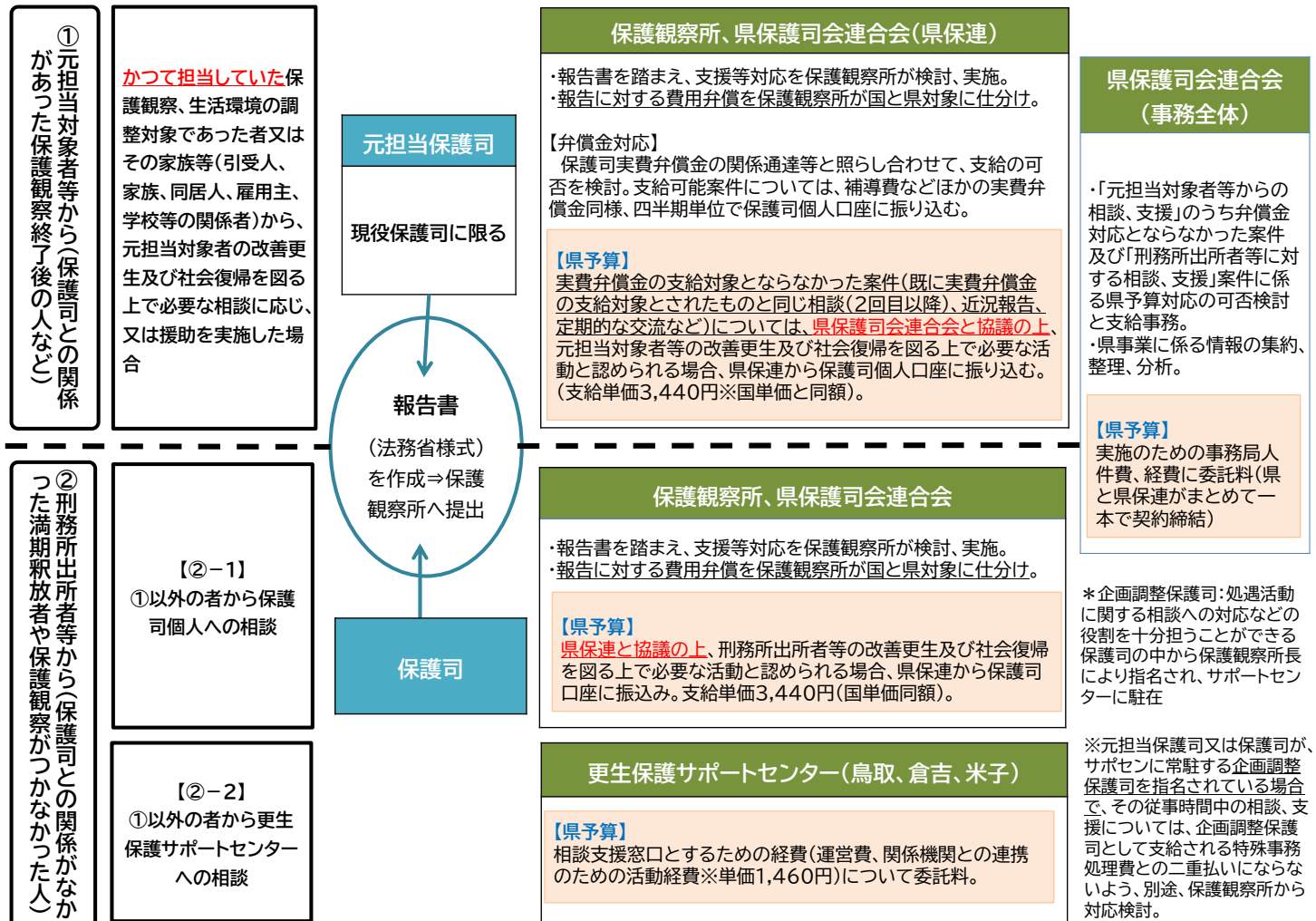
8

保護司に対する県・国の支援範囲の違い



保護司よりそい支援事業における相談者の属性別対応の流れ

10



今後の予定

- R7. 3～4 保護司対象の説明会(予定)
- R7上半期 事業周知ちらし作成(県)
 - ⇒市町村、更生保護団体、支援団体・機関、中国地方の刑務所・少年院など関係機関へ送付
- 更生保護サポートセンターは最初の窓口でつなぎの役目を担います
 - ⇒市町村、各支援相談窓口への案内や問い合わせがありましたら、相談内容に応じた支援や関連部署への共有等、対応をお願いします
- 事業への理解、周知にご協力よろしくお願いします

11

ご意見を伺いたいこと(周知方法)

～事業や窓口の周知はどうしたらよいか？～

- 釈放前指導を行う鳥取県再犯抑止更生協会とも連携できないか？
- 対象者が気兼ねなく相談窓口に来られるような周知をするには？



12

鳥取県再犯防止推進会議運営規則の一部改正について

令和 7 年 2 月 2 1 日 鳥取県孤独・孤立対策課

「鳥取県再犯防止推進会議」の運営について定める「鳥取県再犯防止推進会議運営規則」について、以下のとおり改正することとしたい。
また、必要な改正があればご意見をいただきたい。(例：関係団体の追加 等)

第 1 改正点

- 1 令和 5 年 7 月及び令和 7 年 4 月（予定）の組織改正に伴う組織名の修正
- 2 関係課の一部削除・修正 等

第 2 改正案

鳥取県再犯防止推進会議運営規則 新旧対照表（案）

改正後	改正前
(設置目的) 第 1 条 この会則は、鳥取県再犯防止推進会議（以下、「会議」という。）に関し必要な事項を定める。 2 会議は、<u>第 2 期鳥取県再犯防止推進計画（令和 5 年 4 月策定）</u>（以下、「計画」という。）に基づき、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止するため、現状、進捗、課題等の情報共有、計画の管理・検証等を行うことを目的とする。 (組織) 第 2 条 会議は、以下に記載する機関・団体で組織する。 (1) 関係団体 鳥取保護観察所、鳥取地方検察庁、鳥取刑務所、鳥取労働局、鳥取少年鑑別支所、鳥取県保護司会連合会、鳥取県更生保護観察協会、鳥取県更生保護給産会、鳥取県更生保護女性連盟、鳥取県 B B S 連盟、鳥取県就労支援事業者機構、鳥取県再犯抑止更生協会、鳥取県教誨師会、鳥取刑務所篤志面接委員連絡協議会、鳥取ダルク、鳥取県地域生活定着支援センター、鳥取県社会福祉協議会、鳥取県弁護士会、渡辺病院 (2) 県関係課 教育委員会事務局<u>生徒支援・教育相談センター</u>、教育委員会事務局高等学校課、<u>(削除)</u>鳥取県立鳥取ハローワーク、<u>住宅政策課</u>、障がい福祉課、子ども発達支援課、長寿社会課、子育て王国課、家庭支援課、<u>教育学術課</u> (3) オブザーバー	(設置目的) 第 1 条 この会則は、鳥取県再犯防止推進会議（以下、「会議」という。）に関し必要な事項を定める。 2 会議は、<u>鳥取県再犯防止推進計画（平成 3 0 年 4 月 1 日策定）</u>（以下、「計画」という。）に基づき、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止するため、現状、進捗、課題等の情報共有、計画の管理・検証等を行うことを目的とする。 (組織) 第 2 条 会議は、以下に記載する機関・団体で組織する。 (1) 関係団体 鳥取保護観察所、鳥取地方検察庁、鳥取刑務所、鳥取労働局、鳥取少年鑑別支所、鳥取県保護司会連合会、鳥取県更生保護観察協会、鳥取県更生保護給産会、鳥取県更生保護女性連盟、鳥取県 B B S 連盟、鳥取県就労支援事業者機構、鳥取県再犯抑止更生協会、鳥取県教誨師会、鳥取刑務所篤志面接委員連絡協議会、鳥取ダルク、鳥取県地域生活定着支援センター、鳥取県社会福祉協議会、鳥取県弁護士会、渡辺病院 (2) 県関係課 教育委員会事務局<u>小中学校課</u>、教育委員会事務局高等学校課、<u>産業人材課</u>、鳥取県立鳥取ハローワーク、<u>住まいまちづくり課</u>、障がい福祉課、子ども発達支援課、長寿社会課、子育て王国課、家庭支援課、<u>総合教育推進課</u> (3) オブザーバー

改正後	改正前
鳥取地方裁判所・鳥取家庭裁判所、<u>警察本部</u>、市町村 (事務局及び庶務) 第3条 会議の事務局は鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局<u>孤独・孤立対策課</u>に置き、庶務は同課において行う。 附 則 (略) <u>附 則</u> <u>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</u>	鳥取地方裁判所・鳥取家庭裁判所、<u>警察本部少年・人身安全対策課</u>、市町村 (事務局及び庶務) 第3条 会議の事務局は鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局<u>福祉保健課</u>に置き、庶務は同課において行う。 附 則 (略)

鳥取県再犯防止推進会議運営規則（改正案）

（設置目的）

第1条 この会則は、鳥取県再犯防止推進会議（以下、「会議」という。）に関し必要な事項を定める。

2 会議は、第2期鳥取県再犯防止推進計画（令和5年4月策定）（以下、「計画」という。）に基づき、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止するため、現状、進捗、課題等の情報共有、計画の管理・検証等を行うことを目的とする。

（組織）

第2条 会議は、以下に記載する機関・団体で組織する。

（1）関係団体

鳥取保護観察所、鳥取地方検察庁、鳥取刑務所、鳥取労働局、鳥取少年鑑別支所、鳥取県保護司会連合会、鳥取県更生保護観察協会、鳥取県更生保護給産会、鳥取県更生保護女性連盟、鳥取県BBS連盟、鳥取県就労支援事業者機構、鳥取県再犯抑止更生協会、鳥取県教誨師会、鳥取刑務所篤志面接委員連絡協議会、鳥取ダルク、鳥取県地域生活定着支援センター、鳥取県社会福祉協議会、鳥取県弁護士会、渡辺病院

（2）県関係課

教育委員会事務局生徒支援・教育相談センター、教育委員会事務局高等学校課、鳥取県立鳥取ハローワーク、住宅政策課、障がい福祉課、子ども発達支援課、長寿社会課、子育て王国課、家庭支援課、教育学術課

（3）オブザーバー

鳥取地方裁判所・鳥取家庭裁判所、警察本部、市町村

（事務局及び庶務）

第3条 会議の事務局は鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局孤独・孤立対策課に置き、庶務は同課において行う。

附 則

この規則は、平成30年7月2日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年9月2日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月16日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年1月22日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年12月15日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年11月2日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

全 国

【保護観察事件の総点検、保護司の皆様からの御意見等聴取】

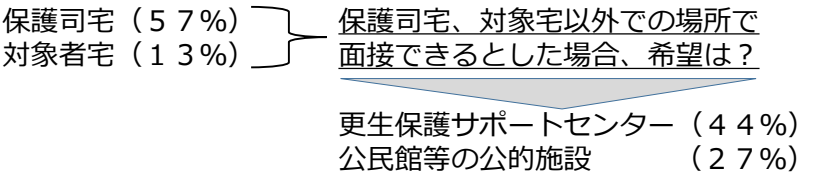
- ① 大津事案発生（対象者逮捕）直後から、**観察所において**総点検を実施。
- ② ①と並行して、**担当中の保護司**の皆様へ連絡を取り、不安なお気持ちや御意見等を聴取。
→ 御意向等に応じた対応（保護観察官関与強化等）を実施。
- ③ ②の後、速やかに、**担当していない保護司**の皆様にも、②と同様の対応を実施。

【夜間・休日の連絡先の再周知】

全ての保護司の皆様へ、閉庁時の緊急連絡先を再周知。

【活動環境に関するアンケート調査】

法務省において、活動環境に関するアンケート調査を実施。
以下は、保護観察事件を担当したことがある（10,784人）の回答の概要。
（問）最も多く面接を行う場所は。



※ 更生保護サポートセンター（以下、「サボセン」と表記。）
保護区ごとに保護司活動等の拠点として設置。保護司の処遇活動の支援、関係機関・団体との連携、犯罪・非行の予防活動の企画、情報提供などを行っています。サボセンの多くは、市町村や公的機関の施設の一部を借用して開設されています。

- （問）自宅面接について不安や負担をどのくらい感じていますか。**
「とても感じている」＋「ある程度感じている」＝53%
- （問）一人で面接することに対する不安や負担をどのくらい感じていますか。**
「とても感じている」＋「ある程度感じている」＝34%
- （問）複数の保護司で担当することにより不安や負担はどの程度軽減されると思いますか。**
「とても軽減される」＋「ある程度軽減される」＝61%
- （問）保護司活動の何に、あなたの家族は不安や負担を感じていると思いますか。**
保護観察対象者が自宅に来ること（41%）
保護観察対象者に自宅の住所や連絡先を知られること（17%）

鳥 取 ①

【保護司の皆様からの御意見等聴取】

- ① 着手から10日間で、保護観察事件を担当し、面接を実施している保護司の皆様への連絡及び聴取を完了しました。
また、保護観察事件を担当していない保護司の皆様への連絡及び聴取は、昨年8月末までに完了しました。
- ② 聴取した意見等の概要
（不安感について）
 - ・ 自身は活動継続の気持ちに変わりないが、家族から不安の声が出た。
 - ・ 委嘱当初より家族の納得が得られないため来訪面接は不可としている。**（不安感への対策、現行への要望・意見）**
 - ・ 特性等を踏まえた対応（傾聴主体の面接、面接場所）に努めている。
 - ・ 粗暴言動のある対象者の担当については、十分に検討して欲しい。
 - ・ 粗暴性のある対象者の担当に際しては、対応（保護観察実施上留意する事項）について詳しい説明をお願いしたい。
 - ・ 面接場所として、サボセンの休日、夜間の利用。
 - ・ 原則複数担当。
 - ・ 一対一で膝を突き合わせるほうが対象者が相談しやすい。保護司複数の面接だと対象者に威圧感を与えてしまう。
 - ・ 保護司宅での面接では、家庭の温かみを感じてもらえるのがメリット。
 - ・ 接触が危険と思われる対象者には、オンラインによる面接。
 - ・ 初回面接は保護観察官が同席する。
 - ・ 保護司宅での面接を見直し、国が確保する施設等で行う。**（お申し出）**
 - ・ （保護司管理施設について）面接場所として提供可能なため相談してほしい。**（保護観察対象者等について）**
 - ・ 報道により、世間から偏見を持って見られるようになるのではないかと心配。
 - ・ 対象者からも報道に係る気持ちや、保護司に対する不平不満がないかなど、（保護観察官が）聞くといいのではないかと。

保護司活動の安全・安心を確保するために

鳥 取 ②

- ③ 講じた措置、今後、講じていく措置等
 - ・ 聴取を通じ、担当保護司と協議の上、保護観察官面接等、個別対応を実施しました。
 - ・ 御意見、御要望は庁全体で共有。今後、お考えに変化があれば情報を更新し、かつ、保護観察官の担当地区が変わるときには、後任者に確実に情報を引き継ぎます。
 - ・ 面接場所として、更生保護施設鳥取県更生保護給産会を利用することについて了解をいただきました。
 - ・ 大津事案への対応を含む保護司会からの御意見、御要望等聴取のため各保護司会（サポセン）への個別訪問を行いました。
 - ・ 再犯防止推進計画未策定の自治体への計画策定要望に際し、保護司会と協議の上、公共施設の面接利用に係る要望を行いました。

【夜間・休日の連絡先の再周知等】

- ・ 中国地方更生保護委員会の全面的支援を得て、本省からの指示当日、全ての保護司の皆様へ、閉庁時の緊急連絡先及び今後の取組の概要をお知らせする文書を郵送しました。

【面接場所の確保に関する地方公共団体等への協力要請】

- ・ 全国で実施した保護司の皆様からの御意見等聴取及び保護局が実施した「活動環境に関するアンケート調査」の結果等を踏まえ、昨年7月、各都道府県知事・市区町村長に対し、総務省・法務省連名による面接場所の確保に対する理解・協力依頼文書が発出されました。
 - ③ 下線の再犯防止推進計画未策定自治体以外にも、各保護司会への個別訪問等でうかがった御意向を踏まえ、地方公共団体へ協力要請を行いました。
- ・ 鳥取市公民館長会議での協力依頼挨拶（骨子）
 - 出席者の中には既に保護司の委嘱を受けて活動いただいていた、あるいは、公民館館長としての立場で、保護司適任者の確保に御協力いただいているところですが、改めて保護司について御説明すると、地域の再犯防止と犯罪予防を推進し、新たな被害者を生まない、安全・安心な社会を実現する上で、欠かすことのできない存在で、保護司のことを地域のチカラ、あるいは地域の宝と表現されることもあります。

鳥 取 ③

孤立、孤独は人を追い詰める。保護司は地域で共に住まう住民として、対象となっている人を困った人ではなく、困っている人、生活上の生き辛さを抱えている人という視点で、寄り添い、支援して下さっています。

世間一般には、保護司の存在や活動の様子を詳しく知る機会は多くないが、今年5月下旬、滋賀県大津市において、保護司が自宅で殺害され、担当する保護観察対象者が殺人容疑で逮捕される事案が生じて以降、保護司とその活動に関する報道が急増しました。

この未曾有の事態に際し、全国の観察所は、保護司の不安解消と安全確保に万全を期すため、保護観察対象者を担当している全保護司に連絡を取り、意向に応じた個別の対応を実施しました。また、保護観察対象者を担当していない保護司にも連絡を取り、不安に思われていることや御意見、御要望をうかがうことと並行して、面接場所など活動環境に関する調査も実施。調査では、保護観察対象者との面接を保護司の自宅や対象者宅で実施している保護司が70%。その70%の方への追加質問として、保護司の自宅や対象者宅以外の場所で面接できるとした場合、どのような場所を希望するかとの問いに、公民館等の公的施設と回答された方が実に71%にのぼりました。

（配付資料には、）保護司活動の拠点として保護区に1か所、更生保護サポートセンターを地方公共団体の御協力を得て設置している旨が記されており、センターを面接場所として利用している方もいるが、各保護区に1か所しかなく、遠く、交通の便が悪い、あるいは夜間、土日祝日に利用できないので、センターを面接場所として利用していないとの回答が一定数あります。

保護司の自宅での面接では、家庭的なぬくもりを感じてもらえるのがメリットという意見がある一方、保護司の家族が自宅での面接を望まないとの意見もあり、これら調査結果と大津事案を踏まえ、面接の実施場所について多くの選択肢を確保できるよう、（配付資料のとおり、）総務省と法務省連名による文書発出に至っています。

鳥取市の一部公民館では以前から、面接場所として使用させていただいている旨をうかがっているところ、今般、公民館長会議で話す機会を与えていただきましたので、これまでの感謝をお伝えするとともに、今後、保護司会や観察所から個別具体的な御相談をさせていただく場合など、御協力いただきますようお願いします。

保護司からの聴き取りでは、今回の大津事案の報道により、担当している人が世間から偏見を持って見られるのではないかと危惧された保護司の方が少なくありませんでした。

保護観察を受けている人の多くは、過去の過ちを悔い、反省して、色々な方の協力、理解を得ながら、立ち直りのために頑張っていることもお伝えして挨拶を終えさせていただきます。

保護司活動の安全・安心を確保するために

鳥 取 ④

【担当保護司の複数指名の積極的運用】令和6年7月25日改正

- 保護司の負担の軽減、処遇技術の向上並びに処遇及び生活環境の調整の充実強化を図ることを目的として実施してきた複数指名について、安全面での保護司の負担を軽減することも目的に加えられました。
また、委嘱4年未満の保護司については、当該保護司が複数指名を希望していない場合や、複数指名をすることが適当でない特段の事情がある場合を除き、原則、複数の保護司を指名するものとしてきたところ、新規に開始する全ての事件について、複数指名を検討することとなりました。
- 鳥取保護観察所においては従来から、複数指名の積極化を保護司の御意見、御意向を尊重の上、実施しています。
- 令和6年9月時点
保護観察事件の複数指名状況 約32%
生活環境調整事件の複数指名状況 約22%

【不安解消とやりがいにつなげるため…社会貢献活動の活用】

- 鳥取保護観察所の保護観察事件は20年前と比較すると4分の1に減少しており、全国的にも同様の傾向にあります。そのため、長期間事件を担当できない保護司は少なくなく、保護司活動へのモチベーション（やりがい）の低下により、1期（2年）あるいは2期（4年）の任期満了で退任される方や、事件を担当することへの不安を抱えたままの方もおられます。
事件を担当する機会がなくても、直接、対象者と交流（活動）する機会があれば、やりがいや不安解消につながるのではないかとこの考えから、新任保護司や事件担当経験の少ない保護司に社会貢献活動保護司として御活動いただく取組を今後も行います。

※ 社会貢献活動

地域社会に貢献する活動（公共の場所での清掃、福祉施設での介護補助等）を行うことを通じて、人の役に立てるといった感情や社会のルールを守る意識を育みます。

【新しく委嘱をされた保護司に対するエントリーシートの導入（試行）】

- 大津事案への対応として、昨年8月末までに全ての保護司から御意見をうかがいましたが、その後に新しく委嘱された保護司に対しては、エントリーシートにより、配慮すべき事情や御意向を提出いただく取組を開始（試行）しました。

鳥 取 ⑤

【保護観察付全部猶予者の保護観察強化策・アセスメントの充実化策】

- 昨年9月から、保護観察付全部猶予者について、保護観察開始から3か月程度、保護司を指名せず保護観察官が直接処遇する試みを行っています。通常、全部猶予者については、保護観察官による1～2回の面接調査を実施した上で、保護司への担当依頼を行っていますが、矯正施設でのアセスメントを受けていないため、本人や関係人等からの情報収集や、少年鑑別所の協力を得て心理検査など処遇の強化を行った後に、保護司指名を検討するというものです。
また、再犯リスクの変化を把握するための評価ツールを導入するなどアセスメントの充実化策についても、昨年9月から試行を実施しています。

【保護司活動や立ち直り支援に対する理解促進を図るための広報活動の強化】

- 社会を明るくする運動、保護司活動インターンシップ（保護司会が実施する会議・研修や犯罪予防活動などの体験機会を提供するもの）、保護司セミナー（活動紹介）など。

【最後に】

- 昨年10月開催の中国管内の保護司による協議会では、面接場所や複数指名について、様々な意見発表なされました。
面接場所については、サボセンや公共施設の活用が望ましいという意見の一方、自宅以外のそうした施設であっても、施設管理者が不在の時では危険性の除去にはならないという意見や、施設の利用時間について制約があること、また、対象者のプライバシー保護の面から、いかがという意見のほか、保護区にそれぞれ1か所のみを設置であるサボセンの距離的不便さ訴える意見もありました。また、複数指名については、現状において適切な仕組みであるとの意見のほか、保護司の負担軽減につながるという意見や処遇困難事件では必要という意見の一方、日程調整の難しさ、対象者への心理的圧迫感を懸念する意見などがありました。
保護観察における処遇は、対象者の特性や事情に考慮して、その者に最もふさわしい方法によって行うこととされており、いわゆる個別処遇の原則と呼んでいるものですが、これは、保護司の皆様がよりよく安全安心に活動を行っていただくために、保護観察所が意識しなければならない、大切な視点だと改めて感じています。今後も、保護司お一人お一人の意見や心配、懸念を踏まえながら、活動環境を整えること、並びに、複数指名などの制度を運用していくことに引き続き取り組んで参ります。

矯正改革推進プロジェクトの実施状況について（令和6年6月末時点）

チーム処遇の確立

知的能力の制約、認知機能の低下等により、一般の受刑者と異なる配慮を要する受刑者を対象に、刑務官のほか福祉専門官等の多職種の職員によるチームを編成し、処遇を実施。



チーム処遇の対象受刑者 272名

休日・夜間における複数職員による勤務体制の確立

昼夜間単独室など困難な勤務が求められる場所において、休日・夜間は複数職員で勤務するなど、若手職員等のサポート体制を構築。



夜勤監督者の配置など
何らかのサポート体制を構築 49庁/74庁

視察委員会制度の運用改善

視察委員会の求めに応じた矯正管区による施設の調査、視察委員会同士の意見交換等のための視察委員長連絡協議会の開催など、新たな制度を導入。



受刑者の呼称の改善

令和6年4月から、全国の刑事施設において、被収容者を呼ぶ際には、呼び捨てではなく、姓に「さん」を付けて呼称するなどの基本的な方針を指示。



被収容者が職員のことを「先生」と呼ぶなど、職員に対する呼称は、令和5年11月に改めるよう指示済み。

動作要領の改廃

令和6年3月から16施設において、職員や被収容者が歩調を唱えないなどの方法による行進要領を試行。



これからの矯正行政のミッションの検討

令和6年4月、これからの社会における矯正行政のミッションを検討するワーキングチームを設置。検討を開始。



アクションプランに掲げられた主な取組の実施状況（令和6年6月末時点）

（注）本計画（執行）実施計画（令和6年度）を別添資料2として別添資料3に掲載。

アクションプランに掲げられた取組のうち、情報システムの改修に関する取組以外は予定どおり進捗。全68の取組のうち、約85%（58項目）の取組が試行・実施・完了段階。約60%（40項目）の取組が完了。

1	処遇体制の充実	- 全国69か所の施設を矯正処遇課程（仮称）のモデル庁に指定し、令和6年1月から順次試行を実施。 - 令和6年5月、オープンダイアログの推進施設20庁、推進協力施設21庁を指定。同年6月に検討会を開催。
2	サポート体制・マネジメント体制の	- 本年2月8日付けで、これまで枝分かれしていた公表に関する根拠規定を集約する矯正局長通達を发出。 - 令和6年5月から、各施設が保有する処遇に関するデータを収集・分析することで、施設のリスクマネジメントに活用できるようにするための調査研究に着手。
3	視察委員会制度の運用改善	- 令和6年3月、刑事施設視察委員会に対する協力に関する通達を改正。 - 令和6年4月、全ての矯正管区に施設運営評価分析官を設置。
4	不服申立制度の運用改善	- 令和5年度、22,037名の職員に対して不服申立て研修を実施。 - 令和6年4月から、外部協力者による面接の際に、被収容者から不適正処遇の申出があった場合の対応方法等を整理（不服申立てとして受理。）、運用を開始。
5	組織風土の変革	令和6年2月、社会通念上相当でない俗語・隠語を廃止。4月からは、すべての被収容者を「さん」付けて呼ぶなど呼称の改善を指示。
6	人材の確保と育成の充実	- 令和6年3月、第三者委員会委員の講義を組み入れた上級管理科研修を実施するとともに、中級幹部職員を対象とした組織マネジメントに関する研修教材を作成し、研修を実施。 - 令和6年4月、すべての新採用の刑務官を対象に採用間もない時期からの集合研修を実施。
7	業務の効率化・合理化	令和6年3月末、施設からの報告事項の約40%を削減・簡略化（廃止：21% 変更：19% 継続：56% 準備中：5%）
少年	再発防止策の少年矯正施設への適用	1から7までの取組につき、少年矯正施設に適用すべきものを整理しつつ、可能なものから速やかに実施

(参考) 矯正改革推進プロジェクトの実施状況について (概要)

令和7年6月の拘禁刑の施行を見据えて、第三者委員会の提言を踏まえた取組を推進することで、人権意識の希薄さや規律秩序の維持を過度に重視するといった特有の組織風土を変革し、拘禁刑時代にふさわしい処遇を実践することができる組織に生まれ変わろうと取り組んでいます。

令和5年6月 名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会提言

- ・人権意識の希薄さや規律秩序を過度に重視する組織風土、自由に意見を言いにくい職場環境などの背景事情
→ 背景事情や原因は他の施設にも存在。名古屋刑務所に限らず、広く全国の刑事施設に向けた再発防止策を策定
- ・受刑者の処遇体制の充実、職員のサポート体制・マネジメント体制の充実、組織風土の変革など
再発防止に向けた取組の方向性が7項目にわたり示される。

1 改革に向けた具体的な取組を盛り込んだアクションプランを策定

提言を踏まえた取組の具体的内容とその実現に向けた工程をアクションプランとして定める。
3つのゴールと7つの活動、68の取組に整理

ゴール1

多職種の職員が互いにその専門性を理解し合い、協働して、個々の受刑者の特性に応じた処遇を実施する

処遇体制の充実



ゴール2

不適正処遇事案の再発を防止し、仮に同種事案が発生した場合でも早期に発見・対応する

サポート・マネジメント体制の充実

刑事施設視察委員会制度の運用改善

不服申立制度の運用改善

ゴール3

人権意識の希薄さや規律秩序の維持を過度に重視するといった矯正施設特有の組織風土を変える

組織風土の変革

人材の確保と育成の充実

業務の効率化、合理化

2 プロジェクトを進めるための体制を整備 (拘禁刑時代の矯正に向けた改革推進会議とその事務局)

国民への説明責任の確保や取組の改善を図るため、名古屋刑務所不適正処遇事案等に係る有識者会議の元構成員に、毎年、取組の進捗状況を報告

拘禁刑時代の矯正に向けた改革推進会議

- ・プロジェクト全体の統括・進捗管理
- ・プロジェクト推進に関する企画立案



進捗報告



助言



有識者会議 (第三者委員会委員)	
安藤久美子	土井 裕明
岡田 功	永井 敏雄
小山 聡子	名執 雅子
佐伯 仁志	水藤 昌彦
田島 光浩	(敬称略)

3 プロジェクトを進める際の基本方針と職員の基本姿勢を設定

基本方針

取組を構造化し、目的と課題を理解しながら組織全体で取り組む

政策評価と連動したKPI・組織目標の設定
人事評価への反映 など

職員や被収容者の声、データなど様々な視点から組織の状態を捉える

職員や受刑者向けアンケートの内容、活用方法の見直し

トップダウンとボトムアップの双方向のコミュニケーションで安全に試行錯誤する

組織・役職を越えて組織風土の変革に取り組む
「コミュニティ」の設置・運営

職位ごとの基本姿勢

- ・将来を見据えて決断をする
- ・変革に向けた動きを支援し、拡大させる

矯正局長など幹部職員による

- ・目的に照らした現状把握により、課題を明らかにする
- ・論理的に整理し、具体化する
- ・縦割りを打破し、意識的に分野を越えて協働する

- ・課題を明らかにし、解決に向けた行動を組織的にできるようにする
- ・担当外のことにも関心を持つ

「地域食堂みんなできんさいな」立ち上げについて

1. 立ち上げの経緯

給産会が、施設退所者に対するフォローアップ事業（継続的生活相談等）を始めた平成 29 年頃、フードバンクからの食材提供（レトルト食品等）があり、訪問時手土産（食料支援）として活用していた。その後、平成 30 年頃に鳥取市中央人権福祉センター川口所長と出会い、フードバンクの活動を知り、また、同時期に「地域食堂」の先駆者、河原人権福祉センター大門所長とのつながりもあり、「地域食堂」が単なる集まりでなく、「地域の交流の場」となり、「食」で人と人がつながり、孤独・孤立・再犯防止につながればとの思いで始めた。

また、新施設も令和 5 年 5 月 8 日から事業を再開し、地域貢献の一環として施設を開放している。（県・更生保護関係団体・地域住民等）

2. 実績

	大	人	子	供	退所者	在会者	関係者	合計（内）	健康相談
第1回	21名	11名	9名	12名	33名	86名	22名		
第2回	54名	31名	7名	11名	12名	115名	17名		
第3回	50名	33名	4名	15名	24名	126名	21名		
第4回	73名	29名	8名	9名	23名	142名	19名		
第5回	61名	40名	3名	12名	18名	134名	12名		

・地域住民のボランティアが参加し調理を担当

（保護司会、更生保護女性会、地域住民の 3 団体有志が輪番で調理を担当する）

・鳥取大学学生 2 名が参加・受付、バルーンアートで子供を接待

（以後、開催日に参加することになった）

第 6 回	57 名	34 名	4 名	9 名	20 名	124 名	20 名
第 7 回	67 名	28 名	6 名	11 名	19 名	125 名	15 名

・「きんさいないカフェ」を初めて開催（目的：健康相談の後、話し足りない人がくつろぐ場）包括支援センター看護師が対応し、ふれあい交流の充実を図る

3. 支援団体・関係機関

鳥取保護観察所・鳥取地区更生保護サポートセンター・鳥取更生保護女性会・富桑地区公民館・鳥取市中央包括支援センター・鳥取市西包括支援センター・麒麟のまち地域食堂ネットワーク・富桑地区住民（有志）

4. 将来の展望

・今後も関係団体（地域住民有志・保護司会・更生保護女性会）の協力を得て引き続き「食」を通して「地域みんなが緩やかにつながる」、「地域の人と共に」を目標に新たな取組を実施して行きたい

（ア）他の関係団体との交流（コラボ）を図る

・場所を提供、関係団体が実施

（玄関前、駐車場スペースを利用する）

※（例）季節野菜の即売会・福祉作業所製品（菓子・小物等）の即売会

令和6年度「安心安全なまちづくり関係功労者表彰」



保護局において



法務大臣室において



法務大臣室において



首相官邸において表彰



首相官邸において表彰



首相官邸において記念撮影

第2期鳥取県再犯防止推進計画の概要

【計画の基本方針】

犯罪をした者等が孤立することなく社会を構成する一員として復帰することで、県民が犯罪の被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、下記の5つの重点課題に取り組む。

【計画の位置付け】

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく計画

【計画期間】

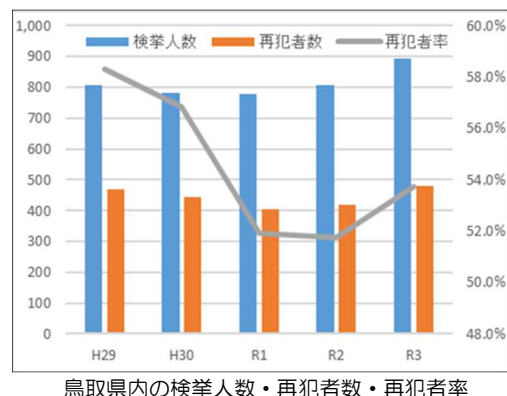
令和5年度～令和9年度（5年間）

【計画の対象者】

起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者のうち、支援が必要な者

【成果指標】

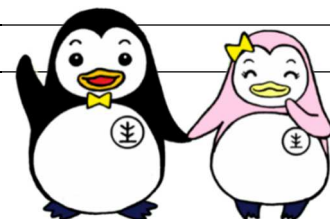
刑法犯検挙者中の再犯者数を令和9年度末までに20%減らす
※基準値 443人（平成29～令和3年の平均値）
→ 354人（令和4～8年の平均値）



【5つの重点課題と具体的な取組】

関係機関で構成する鳥取県再犯防止推進会議において、現状や取組等の情報共有を行うとともに、成果指標や参考指標の推移も踏まえながら計画の進捗管理・検証等を行う。

県の主な課題	県における主な施策
1 就労・住居の確保等	
- 就労について、 ①出所者と仕事のマッチングが難しい ②協力雇用主の増加や業種の多様化が求められる - 住居確保のための県の施策の更なる周知が必要	- 県立ハローワークにおける就労支援 - 協力雇用主増加等のための普及啓発など - 鳥取県あんしん貸付支援事業、家賃債務保証事業について関係機関と連携した利用促進
2 福祉サービス・保健医療の利用の促進等	
「地域生活定着支援センター」の周知、関係機関との連携促進が必要。 - 地域医療連携協力体制の強化が必要。	- 各種研修会での説明等を通じた地域生活定着支援センターの活動内容の一層の周知 - 薬物依存症専門医療機関の中部・西部での選定など医療支援体制の拡充
3 学校等と連携した修学支援の実施等	
保護者に対する相談体制や家庭環境修復に向けた支援、発達障がい等の福祉的支援が必要な子どもの社会復帰支援が必要。	- スクールカウンセラーと教員が協働した心理教育の推進や保護者・家庭への支援などの取組の継続と更なる充実 - 支援が必要な少年・保護者への県の関係機関での相談支援、民間の相談支援機関の周知 - 鳥取法務少年支援センターによる地域援助の活用促進に対する学校等への周知協力
4 民間協力者の活動の促進等	
- 保護司のなり手や更生保護ボランティア団体の新規会員の確保が困難。 - 再犯防止推進計画など県民への周知啓発が進んでいない。	- 保護司や民間団体の会員募集の呼びかけに対する協力 - ウェブサイトや広報媒体を使った周知啓発・わかりやすい発信
5 地域による包摂の推進	
- 県と関係機関、市町村との連携を深めて円滑な福祉的支援の提供等をしていくことが必要。 - 高齢者や障がい者以外の出所者、障がいのない少年院出院者等も支援対象となる相談窓口が必要。	- 鳥取県再犯防止推進会議の開催による関係機関との情報共有 - 市町村職員等向け研修、県・市町村・関係機関による会議の開催 - 高齢・障がいのある出所者等以外の者、その家族等を対象とした相談支援体制の構築に向けた検討 - 鳥取県更生保護給産会が行う、退所者への定期的なフォローアップへの支援



更生保護のイメージキャラクター
更生ペンギンのホゴちゃん・サラちゃん